

○川本町サウンド・アミュージামの設置及び管理に関する条例

(平成 10 年 3 月 13 日条例第 15 号)

改正 平成 10 年 6 月 29 日条例第 32 号 平成 16 年 3 月 22 日条例第 16 号
平成 17 年 3 月 31 日条例第 16 号 平成 17 年 9 月 28 日条例第 50 号
平成 17 年 12 月 22 日条例第 57 号 平成 22 年 3 月 11 日条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、川本町サウンド・アミュージামの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 音楽の町かわもとの文化の高揚のため、音楽、芸術の振興を図り、併せて音楽を通して健康増進に寄与するため川本町サウンド・アミュージামを次のとおり設置する。

名称	設置場所
川本町サウンド・アミュージাম	川本町大字川本 332 番地 13

(管理)

第 3 条 この施設は、川本町教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

(使用の範囲)

第 4 条 この施設は、第 2 条の設置目的に適合する行事並びに委員会が必要と認めた行事に使用させることができる。

(使用の許可)

第 5 条 この施設を使用するときは、委員会の許可を受けなければならない。許可に係る内容を変更するときも同様とする。

2 この施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第 6 条 委員会は、この施設の使用目的、方法等が次の各号の 1 に該当するときは、許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他施設等の管理に支障があると認められるとき。

(使用権の譲渡の禁止)

第 7 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、また転貸してはならない。

(使用の取消し)

第8条 委員会は、第5条第1項の許可を受けた使用者が、次の各号の1に該当するとき、又は施設等の管理上特に必要と認めるときは、その許可を取消し、又は同条第2項の許可に付した条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 不正な手段により許可を受けたとき。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 委員会は、公益上又は文化の振興及び健康の増進上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者が故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月29日条例第32号)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成16年3月22日条例第16号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第16号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第50号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日条例第57号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 11 日条例第 10 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

施設名	単位			使用料の額	備考
展示室	1 室 1 時間			520 円	
	1 室 1 日			3,150 円	
トレーニングルーム	料金	1 回	中学生以下	100 円	
			高校生以上	200 円	
	月会費			1,400 円	
リラクゼーションルーム(休養室)	中学生以下 1 時間			210 円	幼児入室禁止
	高校生以上 1 時間			520 円	
プール	年会費	利用者		525 円	幼児無料
	料金	1 回	高校生以下	340 円	
			一般	570 円	
			65 歳以上	340 円	
	月会費	月 4 回	イベント		2,310 円
スイミングスクール	年会費	会員		2,100 円	
		家族会員		1,050 円	
	月会費	月 4 回	中学生以下	4,040 円	レッスン 4 回 開放 2 回
			高校生以上	4,620 円	
			トレーニングルーム利用	5,120 円	
	月 8 回	月 8 回	中学生以下	5,770 円	レッスン 8 回 開放 4 回
高校生以上			6,350 円		

			トレーニンググループ利用	6,850円	
		毎日	高校生以上	7,350円	1h コース トレーニンググループ利用を含む
			育成コース	5,770円	2.5h コース トレーニンググループ利用を含まず
			選手コース	8,080円	
	短期	会員	1期(4回)	4,620円	対象者は中学生以下
				2期(8回)	
		会員外	1期(4回)	5,190円	
				2期(8回)	
リスニングルーム(音楽を聞く部屋)	1人1時間			100円	幼児無料
	1室1時間			1,050円	
DTM ルーム(音楽創造室)	1人1時間			100円	
スタジオ	1室1時間			520円	録音室使用なし
	1室1時間			2,100円	録音室、機器一式

備考

- 1 入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収して施設を使用する場合は、この表に定める使用料の額に、3割相当額を加算する。
- 2 入場料を徴収しないが、営利を目的として施設を使用する場合は、この表に定める使用料の額に3割相当額を加算する。
- 3 1日は8時間とし、その時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める使用料の額(前2号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)に1時間までごとに、当該使用料の額の1時間当たりの額を加算する。
- 4 冷房暖房においては、この表に定める使用料の額の3割相当額を冷暖房料として徴収する。ただし、プールの使用料については除外する。

- 5 準備のために使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額(前4号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)の5割相当額とする。ただし、その日数は1日を越えることはできない。
- 6 使用料の額には、消費税相当額を含む。
- 7 スイミングスクール利用者でトレーニングルーム利用の会員がトレーニングルームを利用する回数に制限を設けない。